

し尿処理施設運転維持管理業務委託

仕 様 書

南那須地区広域行政事務組合

第1章 総 則

(目的)

第1条 この仕様書は、南那須地区広域行政事務組合(以下「委託者」という。)が発注するし尿処理施設(以下「施設」という。)の運転維持管理業務(以下「業務」という。)を受託する者(以下「受託者」という。)の業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の概要)

第2条 業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 業務委託名 し尿処理施設運転維持管理業務委託
- (2) 委託箇所 栃木県那須烏山市大桶444番地
南那須地区広域行政事務組合 保健衛生センター し尿処理施設
- (3) 履行期間 令和元年10月1日から令和4年9月30日まで(3年間)
- (4) 施設概要
 - ア 処理能力 70kL/日(し尿:26kL/日 浄化槽汚泥:44kL/日)
 - イ 竣工年度 昭和60年度
 - ウ 処理方式 【水処理】主処理:標準脱窒素処理
高度処理:凝集沈殿+オゾン酸化+砂ろ過
【汚泥処理】脱水
【臭気処理】薬液洗浄+活性炭吸着処理
- エ 放流水 【放流先】那珂川(1級河川)
【放流水質】

項目	単位	計画値
pH		5.8～8.6
BOD	mg/L	10以下
COD	mg/L	25以下
SS	mg/L	20以下
T-N	mg/L	30以下
T-P	mg/L	1以下
色度	度	30以下
大腸菌群数	個/cm ³	1,000以下

(業務の履行)

第3条 受託者は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し理解して、施設の運転管理を円滑に行うとともに、施設の機能を十分発揮できるよう契約書、仕様書その他関係

書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

(業務の範囲)

第4条 業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 運転計画書の作成
- (2) 次に掲げる設備の運転操作、保守、点検（日常、月例等）、整備、調整、修繕、測定

記録

- ア 受入貯留設備及びその附帯設備
- イ 前処理設備及びその附帯設備
- ウ 主処理設備及びその附帯設備
- エ 爽雑物除去装置及びその附帯設備
- オ 浄化槽汚泥中継槽用スカム破碎ポンプ及びその附帯設備
- カ 中継槽移送ポンプ及びその附帯設備
- キ 予備貯留槽及びその附帯設備
- ク 各ポンプ設備及びその附帯設備
- ケ 貯留槽設備及びその附帯設備
- コ 高度処理設備及びその附帯設備
- サ 汚泥処理設備及びその附帯設備
- シ 脱臭設備及びその附帯設備
- ス 薬品注入設備及びその附帯設備
- セ オゾン発生装置及びその附帯設備
- ソ 汚泥減量化設備及びその附帯設備
- タ ブロワー設備及びその附帯設備
- チ 運転制御盤設備及びその附帯設備
- ツ 建築設備(点検)
- テ 放流設備及びその附帯設備
- ト 給排水設備及びその附帯設備

- (3) 施設の清掃、整頓
- (4) 薬品類、消耗品類、貸与物件等の管理

(運転時間)

第5条 主要設備の運転時間は以下のとおりとする。

- | | | |
|------------|------|---------|
| (1) 受入貯留設備 | 5日／週 | 7.5時間／日 |
| (2) 主処理設備 | 7日／週 | 24時間／日 |
| (3) 高度処理設備 | 7日／週 | 24時間／日 |
| (5) 汚泥処理設備 | 5日／週 | 24時間／日 |
| (6) 脱臭設備 | 7日／週 | 24時間／日 |

(勤務時間)

第6条 受託者は、業務を適切に遂行するため、発注者の勤務時間を勘案し、従事者の勤務時間を定め、勤務編成表を作成し、委託者に提出しなければならない。

(受入日及び受入時間)

第7条 受入日及び受入時間は以下のとおりとする。

- (1) 受入日 受入日は原則として祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日までとする。
ただし、第1、第3及び第5週土曜日は午前中のみ受け入れを行う。
- (2) 受入時間 受入時間は午前8時30分から午後5時までとする（午後0時から午後1時までを除く。）。
ただし、第1、第3及び第5週土曜日は午後0時までとする。

(関係法令等の遵守)

第8条 受託者は、業務の履行にあたっては、関係法令等を遵守すること。

(労務管理)

第9条 受託者は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関連法規を遵守すること。
- (2) 従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法規に基づく作業主任者、取扱責任者等を適正に配置し、作業の安全を第一義として、作業効率、作業能率の向上に努めること。
- (3) 受注者は、従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

(教育・訓練等)

第10条 受託者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、従事者に必要な指導、教育、訓練等を行うこと。

- 2 受託者は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、従事者に適正な指導教育を行うこと。

(提出書類)

第11条 受託者は、契約締結後速やかに、次の書類を発注者に提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務責任者等選任届
- (3) 業務従事者名簿

- (4) 資格取得者名簿
- (5) 緊急連絡体制表

第2章 業 務

(業務の内容)

第12条 業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 各種機器装置の運転、監視及び記録等の業務
- (2) 各種機器装置の点検、注油、調整及び整備等の業務
- (3) 簡易な塗装、部品交換等の業務
- (4) 運転に必要な水質分析・汚泥分析業務（法定水質分析は委託者が実施する。）
- (5) 施設内の清掃及び整理整頓に関する業務
- (6) 災害及び盗難防止に関する業務
- (7) 各種部品・消耗品の在庫管理に関する業務
- (8) 委託者の指定する監督員の指示に関する業務
- (9) 受付・伝票整理等の事務業務
- (10) し渣・脱水汚泥の搬出等業務
- (11) 委託者車輛（軽ダンプ）の管理業務
- (12) 施設周囲の環境整備業務(草刈り、植木、花壇の手入れ等)
- (13) 各機械・機器の故障等の処置業務(夜間・緊急等)
- (14) その他上記の業務以外については、両者協議のうえ決定する。

(点検整備)

第13条 機器の点検、注油、調整及び整備等については、次の要領で行わなければならない。

- (1) 点検は、施設の各種機器装置を巡回し、異常の防止に努めるとともに、計器の指針及び数値の確認をすること。また、この目的を達成するため完成図書及び取扱説明書を熟知するとともに、機器の保全を目的とし、外観による観察及び計測器による測定等を行うこと。なお、異常を発見した場合は、直ちに委託者に報告するとともに必要な処置を講ずること。
- (2) 注油、調整及び整備は、常に各種機器が正常に稼動するよう機器及び施設の油漏れ、水漏れの防止、注油、各種簡易破損部品の取り替え、消耗品の交換、油脂等の補充、錆止め塗装等を行うものとする。
- (3) 作業の要領等については、委託者と協議するものとする。

(点検報告)

第 14 条 受託者は、日常の点検について異常のあるときはその都度委託者に報告し、その指示を受けなければならない。また、月例点検については、あらかじめ委託者と協議した内容に基づき点検を行い、異常のある場合は、写真、測定記録等を添付のうえ委託者に報告しなければならない。

(事故等の防止)

第 15 条 受託者は、業務の実施にあたり、事故のおそれがあると認めたときは、委託者に報告するとともに、安全対策を行った後に業務を実施するものとする。

2 受託者は、事故防止に万全を期し、従事者の安全衛生教育及び施設内の整備に努めなければならない。

3 受託者は、独自の労働安全衛生組織を作り、責任をもって安全教育を行い、事故等の防止に努めなければならない。

(事故等の措置)

第 16 条 受託者は、事故及び故障等が発生したときは直ちに委託者に報告するとともに、緊急措置を講ぜなければならない。また、措置が完了したときは、遅滞なく事故報告書によりその顛末を委託者に報告しなければならない。

(緊急事態発生時の対応)

第 17 条 受託者は、地震、台風等の災害時及び爆発、火災などの緊急事態の発生に備え、従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。

2 受託者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、委託者に通報すること。

3 受託者は、緊急事態発生時の対応措置について、委託者に書面で速やかに報告すること。

第 3 章 従事者

(業務責任者等の選任)

第 18 条 受託者は、業務を適正に履行するために必要な従事者を配置し、従事者の中から業務責任者を選任しなければならない。

(有資格者の配置)

第 19 条 受託者は、次の資格を有する者を配置しなければならない。

- (1) し尿処理施設技術管理者
- (2) 危険物取扱者（乙種第 4 類）

- (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (4) フォークリフト運転技能講習修了者
- (5) その他業務上必要な資格者

(従事者名簿の提出)

第 20 条 受託者は、業務に従事する従事者の氏名、年齢、経歴、資格及びそれを証明する書類並びに職務分担等を記載した書類を委託者に届け出なければならない。また、異動等の場合も同様とする。

(従事者の交替)

第 21 条 受託者は、従事者の変更が必要なときは、原則として 10 日前までに必要な書類を添えて委託者に提出し、承諾を受けなければならない。

- 2 受託者は、従事者を交替するときは、実務に支障が生じないよう十分な引継ぎ期間を確保すること。
- 3 委託者は、従事者について業務の履行に著しく不相当と認められる場合には、当該従事者の変更を求めることができるものとする。

(技術管理者の職務)

第 22 条 技術管理者の職務は以下のとおりとする。

- (1) 現場の技術責任者として常に従事者の指揮監督を行うこと。
- (2) 従事者の研修を励行し、技術の向上、事故防止に万全を図ること。
- (3) 契約書、仕様書その他関係書類により業務内容を十分に把握するとともに、必要に応じて場内を巡回すること。
- (4) 完成図書等から施設の機能等を十分に把握し、最小の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。
- (5) 災害及び故障等の緊急事態が発生したとき、又は発生するおそれのあるときには、所要の人員を配置し、適切な処置を講ずること。
- (6) 委託者と連絡を密にし、従事者と委託者の職員との融和と意思の疎通を図り、業務を的確に行わせるように努力すること。

第 4 章 記録及び報告

(保管書類及び帳簿等)

第 23 条 受託者は、業務事項を明らかにするため、次に挙げる書類帳簿等を整理し、所定の場所に保管し、常時必要な記録整理を行わなければならない。また、その内容についてはあらかじめ委託者と協議を行うものとする。

- (1) 業務予定表
- (2) 運転管理日報
- (3) 運転管理月報
- (4) 運転管理年報
- (5) 点検整備報告書
- (6) 故障報告書
- (7) 事故報告書
- (8) その他必要な書類及び帳簿等

(業務予定表)

第 24 条 受託者は、年間と各月の業務予定表を作成し、委託者と協議しなければならない。

(運転管理日報・月報・年報)

第 25 条 受託者は、業務の種別ごとにその実施状況を記録し、委託者に報告しなければならない。

(点検整備報告書)

第 26 条 受託者は、点検整備の実施状況を記録し、運転管理日報と併せて委託者に報告しなければならない。

(故障及び事故の報告)

第 27 条 受託者は、故障及び事故が発生したときは、遅滞なくその都度委託者に報告しなければならない。

補 則

(費用の分担)

第 28 条 業務に伴う費用負担の区分は以下のとおりとする。

- (1) 委託者の負担するもの
 - ア 電力、水道、灯油、プロパンガス等
 - イ 測定記録用紙類
 - ウ 施設の運転に要する薬品、潤滑油等
 - エ 修理及び運転管理等で使用する消耗品及び備品
 - オ 日常保守管理以外の修理費等
 - カ 機器類のオーバーホール

- キ 工事、修理等
- ク 委託者が別途委託する機器点検管理費
- ケ 法定点検業務等に要する検査費用

(2) 受託者の負担するもの

- ア 業務に従事する者の給料、手当、福利厚生費等の人件費
- イ 業務に従事する者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、各種安全用具及び生活用具等の物件費
- ウ 業務に必要な外線電話等の設備及び維持費
- エ 業務に必要な事務用消耗品、通信運搬費、什器、事務用備品等
- オ 委託者が支給し、貸与する物件以外のその他業務に必要な費用

(委託者が加入する自動車共済の適用)

第 29 条 受託者は、業務履行中に委託者が貸与する車両の運行に際し生じた事故等について、直ちに委託者に報告することとし、その事故等の補償については、委託者が加入する自動車損害共済を適用するものとする。

(損害賠償)

第 30 条 受託者は、業務履行中に故意又は過失により、委託者の建物、工作物その他の備品等を破損若しくは滅失させたとき、又は第三者へ対物、対人等の損害を及ぼしたときはその損害を賠償すること。ただし、次の場合は、この限りではない。

- (1) 損害が自然災害等に起因するとき
- (2) 損害が委託者の責に起因するとき
- (3) 損害が公正な第三者により受託者の責に起因すると認められないとき

(委託料の請求)

第 31 条 受託者は、各月ごとの運転管理月報を委託者に提出し、検査に合格したときは、委託者に委託料を請求するものとする。ただし、業務委託料は 4 半期ごとに委託者に請求する。

(建物及び附帯設備の使用管理)

第 32 条 受託者は、委託者が業務上必要と認めた事務所、会議室、更衣室、浴室、予備室、洗濯室及び附帯設備を契約期間中無償で使用できるものとする。

- 2 受託者は委託者の管理する施設及び設備を常に清潔に保持するとともに、委託者の指示に従い最善の管理をもって使用しなければならない。

(秘密等の保持)

第 33 条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業務の引継ぎ)

第 34 条 受託者は、委託契約締結後、前受託者より速やかに業務の引継ぎを受け、業務の遂行に支障をきたすことのないようにしなければならない。なお、これに要する費用は受託者が負担するものとする。

2 受託者は、委託契約期間内に新たな受託者に対し、業務が滞ることのないよう十分な引継ぎを行わなければならない。なお、これに要する費用は、新たな受託者が負担するものとする。

(定めのない事項)

第 35 条 この仕様書の条項に疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項が生じたときは、委託者と受託者で協議の上定めるものとする。

添付書類

- 1 処理工程図
- 2 水質分析項目一覧表
- 3 全体配置図
- 4 地下 1 階 機器配置図
- 5 1 階 機器配置図
- 6 2 階 機器配置図